任 狀

記入例

(代理人)

住 所 香美市香北町美良布1097番地

E 名 香北 次郎

代理人の権限は、委任者が委任し た権限の範囲内となります。

(委任事項)

次の税務証明の申請、手数料の納付及び証明書の受領に関する一切の権限並びにこ れらに付帯する一切の権限

□ 納付証明

滞納のない証明

納税証明

〔必要な年度: 30 年度 3 1 年度

証明は1年度毎となります。

「納税証明」が必要な場合には、

必ず年度を指定してください。なお、

年度〕

]

滞納処分を受けたことがない証明

納税証明(酒類製造免許等申請用)

軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)

〔必要な車両の車両番号:

その他の税務証明

※証明を受けたい事項について詳細に記入してくれ

任意の用紙への証明が 必要な場合には、「その 他の税務証明」を選択し、 括弧内に必要な証明の詳 細を記入してください。

1 2

月

香美市長 様

私は、上記のとおり代理人を定め、権限を委任します

令和2年5月20日

(委任者)

住 香美市土佐山田町宝町1丁目2 所

氏 名 香美 市郎

明•大(•昭)•平•令 生年月日 60 年

電話番号 0887 - 53 - 3111 委任状は委任者が作成してくださ

委任者が作成していない委任状で ある場合など、委任者の意思を確認 することが困難な場合には、証明の 申請を受けることができません。



≪税務証明を申請される方へ≫

申請者は、申請時に本人確認書類をご提示ください。

本人確認書類は、官公署が交付した写真の貼付のある身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障 害者手帳など)1点、これがない場合には国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、共済組合員証などの書類2点を確 認します

2 証明の対象者と申請者とが同一の個人でない場合には、証明の対象者と申請者との関係性を確認できる書類をご提示くださ

い。例えば、代理人であれば委任状、相続人であれば戸籍謄本等が必要となります。 申請者が法人の場合は、現在事項証明書、履歴事項証明書又は代表者事項証明書が必要です。これらを確認することができ ない場合には、代理人による申請の取り扱いとなります。なお、証明の対象者が法人の場合において、申請者が当該法人の実 印を持参している場合には、当該申請者を代理人とみなします。

軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)について、証明の対象者以外の者が申請者であって、当該対象者の車検証 を持参している場合には、当該申請者を代理人とみなします。

3 申請者が法人の場合は、法人の実印の押印が必要です。

「納付証明」とは、1年間(1月1日から12月31日まで。)に納めた国民健康保険税、介護保険料又は後期高齢者医療保険 料 の額を証明するものです。

「滞納のない証明」とは、市税について現に滞納がない旨を証明するものです。

- 「納税証明」とは、納めるべき額、納めた額、未納の額について証明するものです。この証明は、過去3年間までを対象と して、1年度単位で申請してください。
- 要とされています。
- 「納税証明(酒類製造免許等申請用)」とは、市税の未納税額がない旨及び滞納処分を受けたことがない旨の2事項を証明 するものです。